



長野県報

5月13日(木)
令和3年
(2021年)
第203号

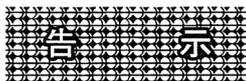
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	1
解除予定保安林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課).....	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....	5
地方自治法施行令に基づく県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託(建築住宅課公営住宅室).....	5

公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市・まちづくり課).....	6
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	6
特定調達契約に係る一般競争入札(学びの改革支援課).....	7



長野県告示第294号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字栃平通9459、9466の口の1、字桃ノ木沢9476、9477、9478のイの1、9478のイの2、9478のロ、9480、9481のイ、9481のロ、9482のイ、9482のロ、9483の1、9483のロ、9483のハ、9485、9486の1、9486のイ、9487の1、9487のロ、9487のハ、9488のイ、9488のロ、9489、9490のイ、9490のロ、9491のイ、9491のロ、9491のハ、9491のニ、9491のホ、9491のヘ、9492のイ、9492のロ、9493のイ、9493のロ、9494の1から9494の3まで、9495の1、9495の3、9495の4、9495のロ、9495のニ、9496のロ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第295号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市高遠町下山田800から804まで、805の1、805の2、806のイ、806のロ、837のイ、837のロ、838から842まで、847、849、850、852から855まで、858のハ、862から867まで、869、873から877まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高遠町下山田801から803まで・805の1・805の2・806のイ（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、800、806のロ、837のイ、837のロ、838

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第296号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

茅野市宮川字屋垂706の6（次の図に示す部分に限る。）、字鳶ノ巣立野677の1、字鳶ノ巣683から688まで、字屋垂706の1から706の3まで、宮川706の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳶ノ巣立野677の1・字屋垂706の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字鳶ノ巣683から686まで、字屋垂706の3、宮川706の5

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第297号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字鹿塩4188の1、4192の1、4194の1、4194の2、4194の5、4192の1地先（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第298号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大町市美麻字和田境31898の2から31898の4まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第299号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大町市美麻字和田境31898の5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第300号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松本市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第301号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡天龍村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第302号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡大鹿村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、大鹿村(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
下青木1号
- 2 指定の区域
上田市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第304号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
岩戸沢
- 2 指定の区域
木曾郡南木曾町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第305号

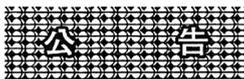
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃及び県営住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務(小諸市、伊那市、駒ヶ根市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡及び上伊那郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。)を次のとおり委託しました。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 2 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画地区計画 床尾地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び塩尻市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和3年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び松本市役所

都市・まちづくり課

公告

長野県神川沿岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和3年5月13日

長野県上田地域振興局長 永原 龍一

理事

新任

氏名	住所
佐藤 重義	上田市秋和617番地
金井 公雄	上田市上田274番地2
宮嶋 功	上田市蒼久保1258番地
六川 昌明	上田市芳田2508番地1